

# 太陽光発電設備をお持ちの方へ

## 1. 償却資産の申告について

毎年1月1日現在で所有されている償却資産（事業用資産）を、1月31日までにその資産の所在する市町村に申告いただくことになっており、太陽光発電設備も下表①の場合を除き、申告が必要となります。

※申告の対象となるのは1月1日現在で運転開始済の設備です。棚卸資産や未稼働状態である場合は申告の対象外となりますが、対象外の場合も太陽光の状態（未稼働など）を償却資産申告書に記載いただき、提出をお願いします。なお、本市では国や電力会社に売電情報の照会を行っており、該当年度まで遡って課税する場合がありますのでご注意ください。

## 2. 申告対象について

発電出力	10kw未満	10kw以上
個人(住宅用)	①【申告対象外】 設置者の家庭での使用を主な目的とした資産のため、事業用資産に該当しない。	②【申告対象】 事業用資産に該当する。
個人(事業用) 法人	③【申告対象】 事業用資産に該当する。	

## 3. 償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については次のとおりです。表中の「償却」となっている設備は償却資産（二類：機械及び装置）としてご申告ください。「家屋」となっている設備は家屋の評価対象ですので、申告は不要です。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	シヨナー	パワーコンディ	表示ユニット
家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	家屋		償却資産			
架台に乗せて屋根に設置	償却資産					
家屋以外の場所(地上や家屋の要件を満たしていない構築物など)に設置	償却資産					

※家屋以外の場所に設置されている場合は、太陽光発電設備以外のフェンスや舗装、砂利なども国税申告等で減価償却する場合は申告対象となります。